

## 湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会運営要綱（案）

令和 6 年 1 月 30 日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会組織要綱（令和 6 年湖南省告示第 84 号）第 1 条の規定に基づき組織される湖南省文化財保存活用地域計画策定協議会（以下「協議会」という。）について、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 183 条の 9 第 5 項の規定に基づき、協議会の運営その他必要な事項を定める。

（会長及び副会長）

第 2 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、構成員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長の選任前に開かれる会議にあつては、この限りでない。

- 2 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者のうちの構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聞くことができる。

（会議の公開）

第 4 条 協議会の会議は、次に掲げる案件に関する会議を除き、公開する。

- (1) 湖南省情報公開条例（平成 16 年湖南省条例第 10 号）第 7 条及び第 8 条第 1 項各号に掲げる情報に該当する情報を含むものと認められる案件
- (2) 前号に掲げるものその他公開しないことに正当な理由があると認められる案件
- 2 会議を公開する場合は、会議開催案内を作成し、会議開催当日の 1 週間前までに市ホームページ等により公表するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りでない。
- 3 会議の公開は、傍聴及び結果の閲覧の方法により行うものとする。

（傍聴）

第 5 条 会議の傍聴は、傍聴を希望する者に、会長が当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 会議の傍聴は、法令に定めのあるものを除き、原則として次に掲げるところによる。

- (1) 会長が傍聴を認める者の定員をあらかじめ定めることとし、会場に一定の傍聴席及び報道機関用の席を設けるものとする。この場合において、傍聴を希望する者が、会長が傍聴を認める者の定員を超えたときは、先着又は抽選により傍聴を認める者を決定するものとする。
- (2) 会議が円滑に運営されるよう、あらかじめ傍聴に係る遵守事項を定めるとともに、会長が傍聴を認めた者に周知し、会議の秩序の維持に努めるものとする。
- (3) 会長が傍聴を認めた者に対しては、会議資料（湖南省情報公開条例第7条及び第8条第1項各号のいずれかに該当する情報が記載されている部分を除く。）を配布するものとする。

（入場の制限）

第6条 会長は、傍聴人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、会議場への入場を認めない。

- (1) 酒気を帯びていると認められるとき。
- (2) 議事を妨害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 他人に迷惑をかけ、又は危害を加えるおそれがあると認められるとき。

（遵守事項）

第7条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 議事の内容に対して、発言、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (2) スマートフォン、スマートウォッチその他音を発する機器を所有する者は、電源を切る等して、音が鳴らないようにすること。
- (3) 会議を非公開とする決定が行われたときは、速やかに退場すること。
- (4) 会長の指示があつた場合は、速やかにその指示に従うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会場内の秩序を乱し、又は議事を妨害するような行為若しくは他人の迷惑になる行為をしないこと。

（退場）

第8条 会長は、傍聴人が前2条に定める事項に違反し、又は議事の円滑な進行に支障を生ずると判断した場合は、当該傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（禁止事項）

第9条 傍聴人は、会議場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等してはならない。

（会議結果の公開）

第10条 会議結果の公開は、原則として次のとおり行うものとする。

- (1) 閲覧に供すべき議事録又は会議概要を会議終了後速やかに作成する。
- (2) 前号により作成した議事録又は会議概要について、市ホームページに掲載する。
- (3) 会議の結果の閲覧期間は、当該文書の保存年限とする。

附 則

この要綱は、令和7年1月30日から施行する。

○文化財保護法 一部抜粋

(協議会)

第百八十三条の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。